名古屋都市計画学校の変更(豊明市決定)

都市計画学校に第1001号豊明小学校ほか8学校を次のように追加する。

名称		 大栗	云洼	/# 士
番号	学校名	位置	面積	備考
1001	豊明小学校	豊明市阿野町茶屋浦	約 14,000 ㎡	
1002	中央小学校	豊明市新田町西筋	約 23,300 ㎡	
1003	沓掛小学校	豊明市沓掛町一之御前	約 24,100 ㎡	
1004	栄小学校	豊明市新栄町二丁目	約 22,900 ㎡	
1005	大宮小学校	豊明市前後町大狭間	約 20,200 ㎡	
1006	舘小学校	豊明市栄町南舘	約 20,900 ㎡	
1007	二村台小学校	豊明市二村台7丁目	約 21,700 ㎡	
1008	栄中学校	豊明市栄町殿ノ山	約 35,400 ㎡	
1009	沓掛中学校	豊明市沓掛町下山	約 37,400 ㎡	

「区域は計画図表示のとおり」

理由

学校施設の良好な環境を保全し、充実を図るため、計画的に施設の適切な管理、更新及び整備を進めていくことを目的として、豊明市立小中学校の都市計画決定を行うものである。

理由書

1 当該都市計画の現状

本市の市立小中学校施設は、昭和30年代後半から昭和50年代半ばにかけて集中的に整備され、現在小学校8校、中学校3校の計11校で義務教育を進めている。

11校全てが建築後40年以上経過した建物を保有し、また建築後50年以上経過 した建物については5割を超えており、多くの学校施設で老朽化が進んでいる。

2 当該都市計画の上位計画等における位置付け

(1) 豊明市総合計画

第5次豊明市総合計画(令和2年度末改訂)では、めざすまちの姿18として、「災害時に行政と民間、地域、近隣市町村との連携がとれている」としており、さらに「災害時に一番求められているものは、地域コミュニティの力であり」としている(P.76)。そのために市が取り組むこととして「普段から各機関との連絡調整がとれる体制をつくる」「行動計画に基づく連携についての訓練を実施する」としている。また、めざすまちの姿38として、「すべての子どもが質の高い学びに参加し、生きるための学力が向上している」としている(P.122)。そのために市が取り組むこととして「子どもが質の高い学びに参加し、生きるための学力が向上する環境をつくる」と掲げ、学校で質の高い教育を受けられる環境を充実させることなどを市の中施策としている。

(2) 豊明市都市計画マスタープラン

第3次豊明市都市計画マスタープラン(令和3年度末改定)では、将来都市像を「市民のしあわせを支え続け、未来に向かって活気と活力を生み出す都市」 (P.49) としている。

また、第4章地域別構想では全体構想に示された都市づくりの目標や都市づくりの方針などを受け、各地域の魅力や課題に対して、行政が主体的に取り組むまちづくりの方針及び市民と行政が協力して取り組むまちづくりの方針を明らかにしているところであるが、地域の設定として「持続的なまちづくりを進めるために、地区のまとまりや活動の母体が形成しやすい自治組織やコミュニティを単位として小学校区を基本とします。」(P.93)としており、学校は地域の拠点として活用されることが期待される。

(3) 豊明市地域防災計画

豊明市地域防災計画(令和5年3月策改訂)第1編の総則・災害予防計画の第2章「災害予防計画」第1「避難所の指定・整備」において「市は、地震被害想定調査結果による避難所生活者数を考慮し、避難所の確保に努める。」としてい

る(総 - 75)。資料編(資料-25)において、住民の安全な避難先として各小中学校を指定避難場所に位置付けている。

(4) 豊明市公共施設等総合管理計画

豊明市公共施設等総合管理計画(令和6年4月改訂)の公共施設等の管理に関する基本的な考え方では、今後の取組方針として、「総合的かつ計画的な予防保全型の管理によって、公共施設等の長寿命化を図っていきます」(P.16)と位置付けている。また、豊明市公共施設適正配置計画(令和2年3月改訂)において「災害時の拠点となる小中学校施設を中心とした配置を行うことで、地域コミュニティの維持・活性化など、『市民サービスの向上を図ること』を目指し、公共施設の適正配置に取り組んでいきます。」(P.7)としている。

(5) 長寿命化計画

豊明市学校施設の長寿命化計画(個別施設計画)(令和6年4月改訂)において、II学校施設の目指すべき姿として「災害に強く、地域と行政・民間が連携する拠点の一つとなる学校施設」とし「児童が安心して安全に学べ、災害時には地域と行政・民間が連携する拠点の一つ(避難所等)とすることから『災害に強く、安心で安全な学校施設』に整備します。」(P.4)としている。また、IV学校施設整備の基本的な方針等 4-1 基本方針及び規模・配置の方針 4-1-1 学校施設の長寿命化計画の基本方針において、長寿命化の実施方針「定期的な点検・診断に基づく総合的かつ計画的な予防保全型の管理で、公共施設等を長寿命化する。」(P.16)としている。

3 当該都市計画の必要性

学校施設は、学校教育を推進する上で、施設の安全性確保や教育環境の質的向上を図ることが求められているとともに、地域コミュニティの形成や災害時の避難所として重要な役割をはたしている。豊明市学校施設の長寿命化計画に基づく 20 年以内に集約化・複合化予定の小中学校を除き、引き続き学校施設として活用していくこととしている。このことから将来にわたり、その役割や機能を維持していくため老朽化が進む市内の学校施設に対し、計画的に改修を進め、施設として適切な管理、更新及び整備を進めていく必要がある。

以上のことから、市内小学校7校、中学校2校の都市計画決定を行う。

4 当該都市計画の妥当性

(1) 位置

当該施設は、現に小中学校として利用しており、立地場所に支障は生じていないことから、位置は妥当です。

(2) 区域

当該施設は、筆界、現況地物等を区域の境界とした、明確な区域境界であり、土砂災害特別警戒区域については除外していることから、区域は妥当です。

(3) 規模

今後の校区ごとの児童・生徒数の見通しから、適切な規模である。

















